

招集期日 平成23年6月28日(火曜日)

招集場所 入間市庁舎(B棟)5階第1委員会室

開 会 6月28日(火曜日)午前 9時30分

閉 会 6月28日(火曜日)午前11時55分

出席委員	委員長	駒井 勲	副委員長	金澤 秀信
	委員	安道 佳子	委員	吉澤 かつら
	委員	山本 秀和	委員	向口 文恵
	委員	横田 淳一	委員	小島 清人
	委員	宮岡 幸江		
	議長	近藤 常雄	副議長	平山 五郎

欠席委員 な し

委員会に出席した事務局職員	都 築 敏 夫	原 鳶 秀 男
	高 山 勇	玉 井 栄 治
	沼 井 俊 明	

△ 開会及び開議の宣告（午前 9時30分）

委員長 ただいまの出席委員は9名であります。定足数に達しておりますので、これより議会改革特別委員会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

△ 議事

委員長 本日は、議長と副議長に出席をお願いしております。先日正副議長と正副委員長で議会改革特別委員会での決定事項について、今後の最終決定までの流れについて調整会議を行いました。つきましては、議長より説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長 それでは、皆さん、おはようございます。まず、今回は、議会改革特別委員会の皆様方には、本当に日々ご努力いただきまして、本来のあるべき姿、また議会のあるべき姿等々、さまざまな形で議論をしていただき、そしてまたすばらしい提案等もいただきました。

その中でやはりこれからこの議会改革特別委員会いかに進めていくべきかというようなことで、先日、6月22日、議会改革特別委員会の正副委員長さん、そしてまた議長、副議長の中でいろいろ打ち合わせを行いました。その結果について、皆様方にご報告させていただくために、貴重な委員会の時間でございますが、報告をさせていただきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

まず、皆さんのお手元に配付してあると思いますが、この議長案ということで提出をさせていただきました。

それでは、議会改革特別委員会の提言決定事項ということで、何項目か議長に提案が出されてきて、それぞれ各委員会、議会運営委員会、そしてまた代表者会議等々にかけていただきました。その中でやはり議会改革特別委員会の提言の決定事項を今後どういうふうにしていったらいいのかというような方向づけを議論をさせていただきました。

その中でやはり提案事項は重く受けとめていかなければいけないということでございます。その中でやはり議長に決定事項が報告をされます。その中で、議長としては、確かに皆さんの議論をしていく中で、今後の決定事項をどういうふうに取り扱うかということが非常に大きな問題だというふうに理解をしております。そして、やはり議長が受けたときには、各派代表者会議にまず提案をさせていただきまして、各派代表者の中で、やはりそれはあくまでも議会改革特別委員会の提言ということで、各会派に持ち帰っていただきまして、そして各派の中で意見を統一させていただいて、それをまた各派代表者に持ち帰っていただきまして、その中でやはりこの全会一致といった場合は、即議会運営委員会にかけさせていただくということでございます。また、各派代表者の中で、持ち帰って議論した中で、やはりこの件につきましては、やはり大事な事項だということと同時に、まだまだ全会一致という形

にはなっていない。と同時に、この件につきましては、では全員で協議をしようということ  
で全員協議会に少し諮っていただきまして、その中で議員の各委員の皆さんの意見をお聞き  
した中で、これまでお話し合いができた中で、やはりこれまで7割、8割の皆さんが賛同し  
ていただけるような形になれば、即またこれも議会運営委員会にかけさせていただきたいと  
いうふうに思っております。

また、どうしても全員協議会の中で意見が、例えば22名の中で10名、あるいは9名、そう  
した反対があった場合は、やはりまだまだ議論する余地があるだろうということで、再度全  
員協議会等も開かせていただきたいというふうに思っております。その中で委員からもいろ  
いろお話が出ました。この点につきましては、やはり2回、3回、回数は何回だというよう  
なお話もございましたが、実際それはそれで一応議長としてやはり議会改革特別委員会の正  
副委員長さん、そしてまた議長、副議長の中で再度また議論をさせていただきまして、ど  
のような対応をしたらいいのかということで、お話し合いをさせていただきたいというふう  
にお話をいたしました。

そうした中で、やはりこれはある程度皆さんが納得したということになれば、即議会運営  
委員会にかけさせていただいて、その問題に対して決定をしていただきたいということで、  
今回流れとしてはそんな形をとらせていただきたいと思いますが、皆さんのご協力をひとつ  
よろしく願いをいたします。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

それでは、このことについて、ご質問とかご意見とかあれば、やっていただきたいと思  
います。

山本委員 2つほど確認をさせていただきたいことがありまして、まず1点目ですけれども、先ほど  
来、正副議長と正副委員長でご調整をいただいたということでお話を承りました。これ副委  
員長も了承されたということでいいのかな。

〔(違います) と言う人あり〕

山本委員 わかりました。では、続けていいですか。

ということであれば、またそれで話違ってくるなというのが1点、それとあと、これは議  
長にお伺いしますけれども、これ議長案ということでお示しをいただいている、議長も大変  
この部分のお気遣い、またご労苦とっていただいたということで、その点は感謝申し上げる  
ところですが、これは案ということになっていますけれども、これはもう議長の采配という  
ことで、決まっているのですか。それともここでもんだらまた変わる性質のものなのですか。

議長 私は、議長案という形でこのままいただきたいというふうに思っております。

山本委員 議長職権でご提示になっているということであれば、もうこれは議論する必要がないとい

うことですよね。

委員長 委員長の判断でいいということであれば、議長がこのような形でこの委員会は進めていきたいということで、この委員会に提案していただいたものと思っております。

山本委員 要するにここの委員会で、仮にこの委員会の多数の委員をもって、これはちょっとまずいぞという話になったら、変わる余地があるのかどうかという話なのです。ここでどういう議決をしたとしても、議長の職権でこれでやるのだということであるならば、もう議論するだけ時間の無駄、そういうことだと思のです。だから、その部分の変更の余地があるのかないのかを確認させていただきたいということです。

議長 私のほうとしては、やはり先日、先ほども申し上げましたとおり、6月22日に正副委員長さんにお話をさせていただきました。その中で大まかに正副委員長さんも納得していただいたということで私は理解をしております。

山本委員 議長がそういうお考えでおられるということであるとすれば、これはもう、要するに少なくとも委員長と議長との間ではこれは話ついている話なのです。それでいくとしたら、もう議論の余地はないということで理解させてもらっていいわけですね。

議長 私は、そのつもりでおります。

山本委員 議長のご決意がそういうことであるならば、もう議論する必要はないです。私としては、非常に危惧する点が多くて、議長にここまでお骨折りいただいたことについては敬意を申し上げますけれども、賛同いたしかねるということだけ、意見としては申し上げておきたい。ただ、それはもう議論の余地がないということであれば、もうそれはそれで粛々とやらねばしょうがないですね。

金澤委員 今、おおむね議長のほうからは、これについては正副委員長も了解されたというふうな話をおっしゃられたのですけれども、私がその話の中で、かなり時間かかったのですけれども、今までは、この当委員会で一番最初に、2つのルールを決めたと思っております。1つは、最終的に、協議に協議を重ねて、議論に議論を重ねた上で、最終的には、これは多数決で判断します、決をとりますよと、これは皆さん決められたと思います。ご了解いただいたと思います。もう一点が、この当委員会で決めたことは、議長に送って、議長が代表者会議なり議運にかけると、それを議長に振り分けていただくというような判断でルートでいきたいと思います。これは決めたと思っております。これは間違いありません。

議長に送るものは議運に送っていただくのだということを決めたわけですね。今回、議長が各派代表者会議に1回全部かけたいのだということで、そのルートを1回変更したいというようなご提案がありました。これに関しては、ではルールを変えるということなのですけれども、それはそれで、私はその点は了解いたしました、慎重にも慎重ということで、各派代表者会議にかけるといふのであれば、了解いたしました。ただし、この2点目のル

ール変更の2点目が、全員協議会に全部、意見が割れたものは全員協議会にかけて、なおかついつまでたってもある意味、ルール上、この新しいルールでは、いつまででもこれは引つ張れると、協議会でまとめなければずっと継続審議ですよということが議長の判断で可能だというのが、それが議運で決定しなければいけない事項であっても、全員協議会でずっとたなざらしができるというのは、これは大きなルールの変更なので、この点については、私は了承しかねるので、今回のきょうのこの特別委員会で皆さんに議長が直接言ってくださいと、皆さんのご意見を聞いてくださいというような形で申し上げました。

さらに、言わせていただくと、最初のその各派代表者会議にかけるときも、またそこで持ち帰るというような今お話が出たのですけれども、何回もこの特別委員会で話が出ているのは、各派の代表の皆さん、法定委員会としてここに出られているわけですから、基本的に会派の意見を代表して、責任を持って発言していただいているという議会として当たり前のことがなぜ各派代表者会議のときにまた持ち帰りになるのかと、そこがちょっと疑問が、疑義が残りますねというようなこともつけ加えさせていただいた上で、皆さんのご意見を伺いたいというふうに思います。

議長 金澤副委員長のほうからお話はございました。その点につきましては、私は、やはりこういう2年間かけて基本条例なら基本条例、そういったものに、目標に向かって進んでいくわけです。ですから、ある程度は、やはり代表者会議にかけて、代表者から、代表者会議の場合は、1人会派の方も当然来ているわけです。ですから、その中で説明をさせていただいて、各派に再度持ち帰っていただいて、こういう議論があったのかと、だったらこれに対してどうなのだという結論を出していただきたいと、それで持ち帰っていただければ、やはり皆さんが公平な形で今までのこの委員会の意見というのは、皆さんが納得しているのではないかなということで、これはあくまでも議長の判断でやらせていただくということでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思っています。

委員長 今金澤副委員長のほうからお話が出たのですが、この委員会で多数決というふうな話が出てきたのですが、最初の委員会で、原則として多数決をやると、ただし多数決になじまない協議内容については、委員長の判断で保留し、継続して協議していきたいと思いたいというふうなことで、これは皆さんのご決定をいただいている議事録の内容からとった内容なのですが、そういうふうな内容でございますので、だからすべてが多数決でというふうなことで、最初から申し上げているように、本来であれば全会一致が望ましいと、ただし多岐にわたる協議事項の中では、全会一致にならないものも予想されると、そうした場合には、原則的には多数決で処理したいと、多数決になじまないような協議内容も出てくると、それについては委員長の判断で保留し、継続して協議していきたいと思いたいますが、いかがでしょうかということで、異議なしということでこれは決定されている内容が1点と、あと議長に送る

というところまでは一応議長のほうの、うちのほうの委員会としては、議長に送るところまでは正式にはなっていたと思いますけれども、議長はどういうふうに判断するかは、それは議長の判断によるもので、議長にそれはお任せするというふうな内容だったと思います。そういうふうな中で、必ず議運に送るものは送るというふうな議長の話ではなく、議長に話を聞いた場合に、最初から代表者会議、ここに送りたいと、そしてみんなに広く、1人会派にも全部わかるように、代表者会議に送って、話を進めていきたいというふうな議長の話だったので、ではよろしくお願ひしますということで話を進めたわけでございます。

そういうふうな中で、どうぞ。

山本委員 幾つかこれを拝見していて、ちょっと思ったことがあるのですけれども、まず端的に申し上げて、このスキームでいくのだったら、この委員会要らないと思います。もう最初から全員協議会で全員でもめばいいではないですか、最初から。ここでアジェンダつけて決めることの意味がないですよ。結局、次の協議機関に行って、また会派で持ち帰ってもみ合わすのだから、それだったらここで議論する必要はないのではないですか。最初から全員協議会なり代表者でやればいい話であって、わざわざここを時間と労力割いてやる必要があるのでしょうか。このスキームでいくとね。ここで、各派、交渉会派みんな出てきて議論をして、それでその過程自体をできるだけ丁寧にやろうということで、今駒井委員長労をとられているわけではないですか。その結果について、さらにもう一度違う協議会でもみ直すわけでしょう、一から。そこで、また協議不調であったら、また全員協議会で、今度は全員でまたみ直すわけでしょう。それが2回、3回、5回、10回と続くこともあり得るというスキームでいくのだったら、ここの委員会要らないですよ、正直言って。

議長 ただ、よろしいですか。やはり重要な問題があるわけですよ。例えば定数削減の問題とか、そういった部分については、やはり長期間にわたって協議していただくことになると思うのですよ。ですから、やはりこういう、極端なこと言えば、簡単にできるものは簡単に処理したいという考えでいるのですが、とりあえずこの流れをつくっていかないと、この流れが、では要らなければどうなのだと、ではこれ直議運にかけて採決という形になるのか、それともやはり皆さんの意見というのが全体に反映させるべきだと思うのですよ。代表で出てきても、最終的決めはやはり皆さんの同意があって、やはりやるべきことなのかなというふうに、私は判断しています。

山本委員 議長のおっしゃっていることはよくわかります。これはもう余り言いたくなかったのだけれども、議長がそうおっしゃるなら言わざるを得ないですね。第1会派以外の会派はみんな会派の中でもんでここへ持ち寄ってくるときには、もう全部意見合わせてきているわけですよ。要するに議長がおっしゃられているようなご懸念が生じているのは、申しわけないけれども、第1会派だけなのですよ。会派内自治の話になるから余り言いたくないのだけれども、こ

これはもうここまでのこの委員会の議事の流れの中で、結局何度もその問題というのが指摘をされてきたし、お願いごとそれは委員会の議論の中でやっぱり何とかしてくださいよみたいな話はあったやに記憶をしています。

また、会派の構成人数の差も非常に大きい中で、第2会派以下の会派はみんなもう意見、ここへ、持って帰って持ち寄ってくる時には、みんな議論の中で、恐らくよそさんの会派もみんなかんかんがくがくやった上で、最終的には1本にしてここへ持ち寄ってきているはずなのですよ。ここまでの流れ見ている限りによってはそうだと思う。それで、議員が議会の大体4割強ぐらいの人数になりますよね。意見が合うこともあれば、合わないこともあるわけですよ、第2会派以下でもね。結局、ここまでの流れでいくと、申しわけないけれども、議員のまた4割ぐらいの塊占めているところの第1会派さんのほうの事情で、そういう部分でぎくしゃくしているのだとするならば、それはちょっともう乗り越えていただかない話なのだろうなという、だからこういう議事スキームを変えるという話よりは、むしろよそさんの会派の中のことは余り言いたくないけれども、会派内自治の中で解決していただくしかない話なのだろうなというふうな、ちょっと違うアプローチをしているものですから、やっぱりその部分でいくと、やっぱりこういう形で会議体を屋上屋でどんどんかませていくような形にするのだったら、もう最初から全員協議会で全員でもめばいいではないですかという話になってしまうし、ここの委員会での丁寧な議論ということを前提にしてやるのであるならば、ここの決定事項については、やっぱり尊重していただかないと、委員がやっぱりそれだけ、やっぱりここで、僕らは別に思いつきでぎゃあぎゃあ言っているわけではないわけですから、みんなそれぞれちゃんと、それぞれのテーマごとにちゃんと調べてきているわけですから、その部分の経過、第2会派以下はちゃんと、申しわけないけれども、会派の中でやっぱりきちっとその部分は報告をし、議論をして持ち寄ってきているわけだから、そこは足並みそろえていただかないと、まずそこからではないでしょうかねという気がするのですけれどもね。

委員長 普通、今、きょうやっている内容については、だから議員全部にかかわるような内容の件についてやっているわけで、それでそれとはまた別に、議案で執行部のほうから提案された内容がありますよね。根本的に、今山本委員と私と違うのは、だから委員会でもみますよね、1回ね。それで、本会議でもみますよね。それは、だから委員会でもう決まったのだから、それは本会議ではもう決定することだというふうな内容ではないですよ。それは、そのそれぞれの段階でもんでいきますよね。それと同じではないのかなという気はするのですがね。

山本委員 本会議があって、その下に常任委員会あるわけですよ。本会議から委員会へ付託をして、その子細の部分の調査について依頼をするわけですよ、審査について。本会議に持ち寄っ

て最終的に全員で決めましょうという話でしたね。ただ、ここに出てくる、ここには本会議出てこないわけですよ。

〔(出てくる) という人あり〕

山本委員 いや、この一部、最終的にその条例案とか条例改正とかになったら出てきますよ。ただ、その細かい、今ここまでの議論の中で、会議規則の改正だとか委員会条例の改正って出てきた案件って、もうここでは多分二、三十案件処理しているけれども、何個もなかったはずなのですよ。恐らくこれ、最終日出るのかどうかわかりませんが、例えば委員会の傍聴規程の改正だとか、そういったルールの変更の部分については、今委員長おっしゃられたとおり、最終的には本会議にかかりますよね。だから、そこまでこの委員会ではもんでいるということについては、やっぱりそれ広範な合意が取り付けられているという前提で出すわけではないですか、委員会条例として出すわけだから、どこの委員会が出すにしてもね。議運が出すにせよ、ここが出すにしても、出すという部分においては、委員会立法自体は、うちは申し合わせで、全会一致で出すのだから、委員会の、それでいくと、広範な合意がとれている前提で出すわけでしょう。

議長 今お話があった中で、山本委員、確かに私は、重要案件だし、やはり皆さんの提言は重く受けとめると、最初から言っていると思うのですよ。別に軽く扱っているわけではない。ですから、やはりこれはすぐ、例えば議会内に、例えば議会の25日なら25日間に決めないことだったら、それはそういう形をとりたいと思うのだけれども、やはり2年間という一つの特別委員会のルールがつくってありますので、その中で議論していただいて、やはりこれはこの委員会をどうのこうのというわけではないのですよ。やはり皆さんの意見を尊重しながらも、やはり皆さんの意見は、皆さんが納得した上でやっていきたいという考え方で私は今申し上げているので、この委員会を軽視しているわけでは決してございませんので、よろしく願いいたします。

山本委員 議長がおっしゃっていることはわかるのですよ。確かに、これはまだ議論の俎上に上がっていませんけれども、定数だとか報酬だとか、議会の運営上の根本にかかわるような話についてに限定するのだったら、それはこのぐらい慎重な手続踏むのも一つの考え方でしょう。それをその部分まで全部否定して、この委員の多数で全部決めてしまうのだというようなことを主張するつもりはないのですよ。

議長 それなのです。私も、だからこういうルールづくりは、事前につくっていくべきだと思うのですよ。今まで議長に上がってきたものは、直接議運にかけていますよ。ですから、そういうルールがないうちに、ではこの部分は大変だからとまたこれつくるだったら意味がないし、だったら最初からこういうルールのもとでやっていきましょうよと、あくまでも議長がこれは議運にかけましょうということであれば、別に問題ないのではないかなという気

がするのですが、どうですか。

山本委員 ただ、委員長からもご説明ありましたけれども、ここの委員会の最初の申し合わせの中で、多数決によほどなじまぬもの以外は、基本的に最後は、全会一致にならないければ多数決とるわけですね。よっぽどなじまぬと委員長が判断されるものを除けばね。基本的には、多数決で最後決めざるを得ない局面というのは幾つもの、恐らく今後続けたとしても出てくるでしょう、多分いろいろと。それで、ここを多数決で乗り越えたとして、次にかかるところは代表者会議ですね。ここは全会一致ですわ。

〔(代表者会議にかけるんじゃない) (話の途中で) と言う人あり〕

山本委員 代表者会議は全会一致ではないですか。

〔(だから、それを言いたいんですよ) と言う人あり〕

委員長 ちょっと待ってください。

議長 ですから、あくまでも今までは、議会内で決めないことは、やはりその代表者会議で決定しなければ無理な部分はあるのですよ。今回は、先ほどから話しているとおり、今すぐ決める問題でもないし、重要な問題はもう承知しているのです。だからこそ長いスパンで議論しあって、最終的に、私は、代表者会議にこういう議論がなされましたと提起をして、各会派で再度こういう確認をしていただいて、やはり代表者会議に持ち帰って、これは全員一致だということになれば、即いきますよと、別にそこで議論するわけではないのです。そういう形です。

山本委員 いや、議長、要するにここは交渉会派4つ出てきていますね。多数決で決まるということは、少なくとも1つの会派がこぼれるわけですね。うちの議会の決めでいくとね。その状態で今議長がおっしゃられたように、代表者会議で確認のために持って帰りますよ。結論変わりませんよ、会派に持って帰ったとして。そこを持って帰ってきた時点で、そうしたら少なくとも1つの会派こぼれているわけだから、少なくとも1つの会派からは反対が出ますよ。

〔(出るか出ないかそれはわかんないですよ) と言う人あり〕

山本委員 それは、基本的に、よっぽどの事情の変化なかったらかわらないでしょう、それは。

〔(仮定の話じゃなくて) (ちょっと指名してくださいよ、委員長) と言う人あり〕

委員長 ちょっと待ってくださいね。

議長 先ほどから話ししているわけですから、出てきた場合に、やはり、では議長判断として、やはりどのくらいな反対があるのか、それはやっぱりある程度私も考えなければいけない部分もあるのです。ですから、そこで何回か議論させていただいて、その中で最終的にもう議論尽くしたといったときには議運にかけるという形だったら、別にそんなに焦って物事を決

める問題ではないなというふうに私は思っています。

山本委員 この代表者会議で葬り去られるような話がもしあるのだとしたら……

〔(それは絶対あり得ないですよ) と言う人あり〕

委員長 ちょっと待ってください。どうぞ。

山本委員 要するに危惧しているのは、要するに議事アジェンダとして決めるルールが違うところに持って行って、その新しい行った先のルールで、このルールはうちの会議体のルールでは、これは丸になりませんかという話になって、そこで話がぷつんと切れてしまうのが一番困るわけではないですか。我々何やっていたのだという話になるわけでしょう。ここには交渉会派全部出てきていて、人数が案分比例で出てきているわけですよ。それがまず一つあるのと、あといみじくも議長おっしゃられたけれども、その全体の状況を見て、議長の判断で送る、議運のほうに最終的に送るか送らないか判断されると言うけれども、それは1つの議案で、ある案件で、1つの会派がこぼれますという状況になったときに、それ議長どう判断されるのかなということなのだけれども、例えば向こうさんが反対されたら、反対する人間10人ですよね。うちが反対していたら反対する人間2人ですよね。そこの部分で扱い変わるのだとしたら、それは少数の会派としてはやっつけられないですよ、それは。

議長 だから、議長はあくまでも保守系の会派でいますけれども、やはりそれはあくまでも判断は、やっぱり議長としての判断しますよ。それをおなじように感じて意見を申し上げることに對して、私は幾分憤慨します。

山本委員 今の議長さんはそういう形である意味中立的に判断をなさるのだということを受けとめさせていただきますけれども、うち議長1年交代ですから、来年どうなっているかわからないわけで、ルールである以上、だれがやってもちゃんと回るルールでないと、私らとしてはつき合い切れないみたいな話になりますよ、やっぱりそこは。別に今の議長さんがどうかという話ではなくて、議事アジェンダとしてのルールだから、だれが議長であっても同じルールで回ってくれないと、それは僕らとしては判断つかないわけですよ。そこで、その時々議長の判断で、変わってしまうのだとしたら、それはちょっとルールとしてはいかなものかという話になりませんかという話ですよ。

今の議長さんに関しては、だからことし1年は大丈夫なのですねというふうに理解はさせていただきますけれども、この部分についてはね。ただ、来年どうなるかわからないわけですから……

金澤委員 今、議会改革特別委員会の位置づけというのもあるのだと思うのですが、その代表者会議とこの全員協議会の我が議会における位置づけというのもあると思うのですよね。基本的に今言ったように、今回、法定特別委員会で決めた提言事項については、代表者会議では、議長はあくまでも報告だけですと、そこで決定をとか協議をするのではありませんと

はっきりおっしゃいましたけれども、それはそれで結構なのですが、この全員協議会もやはり今入間市議会で、これはあくまでも報告を受ける会合ですよ。ここで、決をとるとかなんとかというそういう性質のものではないというふうに私は過去からそういうふうな流れがあるというふうに今先輩議員から聞いていますけれども、ちょっとそうすると、この全員協議会で協議継続していくという話は何なのかと、あくまでもこれは報告ですよ、1人会派、今回は入っていない会派の1人会派に関しては、ここであくまでも報告をするという位置づけであって、その全員協議会で延々ともんでいいという話にはならないというふうに考えているのです。その点について、ちょっと皆さんのご意見を伺いたいです。

委員長 事務局に聞いていいですか。事務局で、今、全員協議会の位置づけ、それについて一応申し合わせというか、あれがあると思うので、その辺のところをお願いしたいと思います。

議会事務局長 申し合わせということで全員協議会があるわけですが、今金澤副委員長さんがおっしゃられましたように、全員協議会の位置づけというのは、執行部からの報告、それから全員で協議するというので、決定機関という位置づけは薄いかなと思います。

以上です。

議長 今、金澤副委員長からもその旨が話があったように、確かに決定機関ではございません。先ほどから私が言っているとおり、おおよそ皆さんの意見が出尽くしたなということになれば、議長判断でいきましょうと、これは何回とか、1回でもそれになるし、あるいは3回でなるかはそれはわからない。そのときになったときに、副議長さんと正副委員長にもお集まりをいただいて、この件に対してはどうだろうと、もうこの辺で議運にかけましょうよという形をとりたいというふうに、私は判断、思っていますので、その辺はよろしくお願いいたします。

副議長 全員協議会、確かに決定機関ではないと思うけれども、ただそこで、1人会派とかみんなが来て、議論することは大事なことだと思うのだよ、これはね。決定ではなくてね。だから、もうその議論というのがなくてはやはりだめだと思うのよ。だから、もう全員協議会がどうのこうのと言うけれども、これはやっぱり大事なことだと、私自身は思っています。

山本委員 今、副議長おっしゃられたことも一定は理解をします。特に定数だとか報酬だとか、極めて重要な案件とかになってきた場合には、全員の意見を聞いた上で決める必要があることは事実かもしれません。そういう考え方もあるだろうというふうには思います。そういうことでいくのであるならば、この委員会の審査過程の間にそういう会議体をかませればいいわけでしょう。要するにここで議決をする前に、皆さんのご意見を聞いて、それを踏まえてここで決めればいいわけだから、それだったら、常任委員会でいうところの公聴会だとか、そういった意味合いでの位置づけで、ここの委員会の審査過程の中で間に挟めば、その部分はクリアするのではないのでしょうか。みんなの意見もこういう参考意見が出ましたということ

で、それを踏まえてここで最終的に決めればいいわけでしょう。そういう組み立てができるのであるならば、その後の代表者だとか議運というのは基本的には報告事項であったり、言い方悪いけれども、個々の具体の条例改正のテーマありますよね。個々具体の作業について明示して、議運にお願いをすとかいったような流れになっていて、すっと1本で通るのではないのかなという気がするのですよ。だから、それは委員会の合議なのか、委員長のご判断なのかというのは議論分かれるけれども、ここの委員会でのその協議過程の中で、間にその副議長おっしゃられたような形の、みんなで平場で議論するような場をかませるとかいうようなことがあればよろしいのではないのですか。余りここで決まったことについて、何度も何度も違う協議体でぐるっと堂々めぐりするよりは、そういう形のほうが一発でいくのではないのかなというふうに思いますけれども……。

議長 今、何でもかんでもというような言葉が出ていますけれども、何でもかんでもという一言も言ってありません、正直言って。これはあくまでも山本議員の考え方一つかもしれない。私は何でもかんでも、重要な問題に関しては、やはりそれはもう少し皆さんの意見を聞いたほうがいいだろうと、これはある程度合議制ですから、最終的には多数決になるかもしれない。だけれども、それ前に、多数決になる前に、いろんな会派の人もいますし、ですからそれはある程度はやはり理解のもとで、やはり議会改革というのはしていくべきだというふうに私は思っています。

横田委員 ちょっと全体的なあれなのですけれども、まずこの議会改革特別委員会、これが設置された目的というか、その辺が多分それぞれ意識がちよっと違うのかなというところを感じるのですね、今話をいろいろ聞いていて。この設置の目的というのが、要は議会の機能を最大限に市議会で発揮するために、この議会改革特別委員会というのは、調査研究を目的のために立ち上がっている、要は調査研究するための委員会ということをまずしっかり頭に入れておかないと、ちよっとおかしな方向に行ってしまうのかなと思うのですね。

それで、調査研究を要はするわけですから、そうするとその決定事項というのは、もう最大限尊重されなければ困るのですけれども、議長なり、その議会の一番トップである議長のところに行くのが当然なのかなというふうに思います。

そして、議長、この議会改革というのは、本当に重要なことで、本当公平に全議員の人を考えて、これからの議会の進め方を考えて、会派とかそういうものの思惑とかそういうのではなくて、入間市全部のことを考えてやっぱり進めていかなければいけないと思うのですね。そうなってくると、やはり全員と協議するのがいいのでしょうかけれども、そうなってくるとやっぱりまとまらない、なかなかまとまらない、22人で全員でやっても、ということにはなると思うのです。そのためにやっぱりこの委員会というのもあるのだと思うのですけれども、そうなってくると、やっぱり各派の代表者に出てきてもらって、その各派である程度話を

まとめて話してもらおう。そして、それだけで、そこで決まれば議運でもいいし、要はこの形ですよね。こういう形に持っていくのもいいのではないかなと思いますし、各派代表者会議だけだとやっぱり決められないこと、本来は議員全員が出てきて協議して進めていくのが一番ということだと思うので、そうなってくるとやっぱり全員協議会とかで話し合いの場を持って、いろんな人の意見を聞いて、それでまたこの形のように議運に送るとか、ある程度やっぱり全員で意見をまとめるということが、22人の、議会改革というのは、やっぱり入間市議会の議員全員が、議会そのものがどっちに、こういうふうにやっていこうというやっぱり多くの人間のコンセンサスがとれない限り、別にあしたまでにやらなければいけないとか、そういうことではないと思うので、やっぱりできるだけ多くの議員さんの意見を集約していきけるような形をするのが、やっぱり議会の改革なのではないかなというふうに思いますし、そのためにはやはり保留したりとか継続協議したりとかということはやむを得ないのかなというふうに思います。

しかしながら、やっぱりあと2年間の中では、できるだけ決めるような形はとらなければいけないと思うし、あと単発でいろいろなことを決めていって、どんどん、どんどん決めていってしまうと、各論ばかりができていて、総論というか、大きなものができたときに、本来議会、みんなが目指しているのと全然違うような議会、これ最終的に基本条例をつくるというところが目的まで、最初のあれではそういうことはうたっていないですけども、そこまでが目的なのでしょうから、皆さんそういう気持ちでいるのでしょうか、おかしな条例になってしまって、できたらえっというようなことになりかねないというのは、ちょっと危惧するところですね。その辺……

〔(ちょっと共産党さんからも意見) と言う人あり〕

吉澤委員 今、議長案出されましたけれども、私もいささかやっぱり疑問に感じる部分があります。確かにいろんな方の、1人会派も含めていろんな方の話を聞くという、議論するというのは、もちろんそれは当たり前のこと、必要だと思うのですが、だったらもうこの議会改革特別委員会にもう少数会派も含めて全員入れて、話を入れれば、わざわざこういう経過をたどらなくても、ここで決まったことがスムーズに決まるわけですよね。ここの特別委員会で決めたことをまた全員協議会へ持って行って、しかも先ほどのお話にあったのが、その7割、8割賛同が得られないと、という話だったのですよ。議長からの説明で、大体約七、八割の賛同が得られない場合には、また必要に応じて協議を継続するとか、10名、9名反対があったら、まだ議論の余地があるのではないかという話だったのですね。そうすると、では多数決なのか全会一致なのか、どっちかなのはわかるのですが、ちょっとその辺もあいまいかなという点で、かなり確かに内容によって議論が必要だと、継続して検討していかなければならないものも確かにそれはあるのですが、それでいいとは思いますが、その

要するに、どういうものが継続が必要なのかという考え方も皆さんばらばらですよ、きっと。

議長 今の考え方も確かにあります。ですから、やはりこのルールだけはつくっておいて、議長として、これは必要ないといったときには、すぐ議運にかけると、先ほどから言っていると思うのですよ。ですから、難しい問題が出たときに、こういうルールをつくっていかなければ、そこでまたルールつくるわけでしょう。それはどういうふうに思いますか。

吉澤委員 そのルールつくる、こういうルールをつくったとしても、そう難しい問題かどうかという、またその判断がみんなばらばらですよ、きっと。継続するかどうかも、という判断がみんなそれぞれ違いますよね。結局同じなのですよ、これルールつくったとしても、余りそれがスムーズに運用されるのかなという懸念があります。

委員長 議長がこういうふうな格好にしたいと言った基本的なあれは、議長に振られたときに、議長はこういうふうに行動したらいいかというふうなことで、もうある程度、代表者会議に流すのだと、そういうふうなルールづけをしておけば、議長が変わったとしても、議長のその考え方によって、もう直接議運に流すのだとかいうことでなく、ある程度の一つの方法として代表者会議に流せば、1人会派の人も来ているし、全部に知れ渡ると、各会派の中でいろいろお話ししているでしょうけれども、代表者として聞くというのは、その場が初めてなわけですから、そういうふうな代表者が受け取って、自分の会派に行って、皆さんとまた、代表で出てきている委員の方とみんなお話しするということが、いろんな立場から大切ではないかということで、議長はそういうふうな提案されたという内容があって、それはその都度変えないほうがいいだろうということで、議長はこういうふうな提案されている内容です。それは、だから順調に遵守していくというか、方向だと思えますよ。

今議長の考えをちょっと知っている範囲で話させていただきました。

安道委員 吉澤委員とつながってですけども、今までの各派代表者会議の位置づけというのは、ここでは原則全会一致がルールですよ。どうしても、私たちにはその観念がありますから、仮に議長からここに決まったことを各派代表者会議に持っていったときに、そこでは単なる報告のみの役割ではなくて、やっぱり全会一致の原則がここに入ってくるのかなという懸念があるので、今こういうふうな話になっているのだと思うのですよ。

もし報告のみというふうな機関であるなら、わざわざ各派代表者会議ではなくて、今あったように、1人会派の方がここに入ってくるのがすごく合理的だなという、二度手間、三度手間にならないのだなというのは、確かにそのとおりではないのでしょうか。

議長 確かにそういう形がとれるわけですよ。ですから、やはり、今定数をどういうふうにするのかと、その原点に戻ってきてしまうのですよ、最初から。ですから、やはり最初決めたことです。だから、ルールづくりを最初にしておけばよかったなというふうを感じるのです。

よ。

吉澤委員 今もこのルールづくりだというお話なのですけれども、確かに、だから最初にこの議会改革特別委員会としてルールは決めて、でもなおかつこの間やっぱりそのとおりうまく審議もスムーズにいかなかった部分があるわけですね、ルールが決まっても、この特別委員会の中で。いろいろ議論が分かれるわけですね。やはりこれは多数決をとるべきではないのか、全会一致がいいのではないかという部分で、少し意見のずれがあったと私は感じているのですよ。だから、同じようにここでルールづけしたとして、例えば全員協議会の中で報告して。いろんな意見を募ったとしても、やっぱりそこでまた認識がばらばらになってきたら、結局議運にかけるのか保留にするのかというところで、またもめますよね。余りこれが適切にうまくルールづくりとして機能させたいということなのでしょうけれども、うまくいくのかどうかという部分でちょっと疑問に思うという感想ですけれども……。

委員長 傍聴のほうで何かあれば出していただいて……

〔何事か言う人あり〕

委員長 休憩後に、ちょっともしあるようでしたらお願いしたいと思います。  
では、暫時休憩したいと思います。

午前10時16分 休憩

午前11時01分 再開

委員長 それでは、再開いたします。

ただいま出ておりました議長案につきましては、各派持ち帰りということでよろしくお願  
いします。よろしいでしょうか。持ち帰りをして、また意見を出していただきたいと思いま  
す。

ここで、暫時休憩いたします。

午前11時02分 休憩

午前11時07分 再開

委員長 それでは、会議を再開いたします。

それでは次第に入りまして、1、理想とする議会の姿についてを議題といたします。

前回の委員会では、委員の皆さんで意見交換を行い、その後、今後どのような議会運営を  
目指すのか協議することになりました。持ち帰りご協議いただいたことになっておりますの  
で、各会派より報告をお願いいたします。

理想とする議会について。保守系からお願いいたします。

それでは、公明さん、お願いします。

向口委員 それでは、公明党入間市議団のほうの、お手元のほうにまとめたものがあると思いますので、ぜひ見ていただきまして、ちょっとお時間かかるかもしれませんが、読ませていただきますので、よろしくお願いいたします。

「これからの入間市議会のあるべき姿」に関する所見。地域主権のあり方は、それぞれの異なる地域の身近な問題を住民に身近な地方自治体が地域の事情に応じて解決することが最も有効で効率的な手法であり、それを決めるのは住民であり、住民の意思を代表して自治体の施策を具体化させるのが首長であり、地方議会の役割である。

近年、地方では、行財政改革が進められ、住民参加、住民協働の動きも求められ、進展はしてきたが、それは首長率いる行政の取り組みが主なものであり、住民を代表するもう一方の議会の役割は十分とは言えない。

議会に対する住民の不信は、名古屋市議会や阿久根市議会などに見られる首長と議会の対立を契機として、一部議会不要論にまで達している。このような状況を受け、現在地方議員、地方議会のあり方に対し、さまざまな問題提起がなされている。具体的には、「総与党化し行政を監視する機能を十分に果たしていない」、「議員の仕事が見えにくい」、「議員定数や議員報酬を削減すべきではないか」というような指摘である。

今こそ本来の議会のあるべき姿を検証し、議会みずからが住民を代表する機関としての機能を十分に果たすことが求められており、議会の運営ルールの中で実現するためにも議会改革が急務である。そのためには、議会の組織として、質の向上と議員個人の意識改革なくして議会改革は意味をなさない。その上で住民を巻き込んだ地方分権時代を先取りする二元代表制のあるべき姿を決定していく必要がある。

次に、議会改革を進めるに当たり、大きく以下の5点に分類をする。

1、議会機能の強化、2、議員個人の質向上、3、市民に対して開かれた議会・納得される議会、4、市民と協働する議会、5、市の行財政改革の一翼としての議会改革。

1点目に、議会機能の強化として、以下の課題が考えられる。

①議会や委員会がいつでも開かれる通年議会の開催、②議員間の自由討議、③委員会の活性化、④議員提案による議案の審議、⑤議会事務局の強化、⑥公会計制度の改革、⑦決算の監視機能を高める、⑧本会議における質疑・質問時間の適正化。

2点目に、議員個人の質の向上として、以下の課題が考えられる。

①市政や地方自治に関する国政動向の情報収集能力及び機会の強化、②議員個人ごとに民意収集の機会・ツールの強化、③会派を中心とした新人議員研修の促進。

3点目に、市民に対して開かれた議会・納得される議会を目指すために、情報公開で見える化を推進していく上で、以下の課題が考えられる。

①議会、委員会の公開、②傍聴制度の充実、③インターネットによる動画配信、④議案に

に対する個人の賛否の公表。

4点目に、市民と協働する議会を目指すために、以下の課題が考えられる。

①「出前議会」、「議会報告会」など、住民の声を聞く機会の確保、②住民が議論に参加できる場づくり。

5点目に、市の行財政改革の一翼としての議会改革を目指すために、議会経費のあり方を聖域なく見直し、市民に納得される税の使われ方でなければならない。以下の課題が考えられる。

①議員定数においては、行革、住民の声を反映し、行政への監視機能が果たせるかを検証する。②議員報酬においては、客観的な判断基準を設けることとし、住民や有識者による協議機関を設け、幅広い意見を聞くこと。③政務調査費と費用弁償は、活動費であることを明確にし、透明化していく。

以上のような観点から、議会改革を進めていきたいと考える。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

次に、共産党さん、お願いします。

安道委員 このように立派な文章は用意していなかったのですが、申しわけないのですが、基本的には、今公明党さんのほうから出されてきたような内容、うちのほうでもこうした話し合いがされました。原則としまして。

やっぱり住民の声が反映される議会、住民に開かれた議会、そうしたことが原則になる。それはやっぱり根本においては、住民の生活向上を目指すのだというこの議会としてのやはりそうした方向性がある、そういった改革が進められるという、そこが一番の基本にまずあるのだろうというふうなところですよ。だから、住民との協働で、だからこそ進めていくというふうなところだと思います。

大体出していただいているのと一致するわけですが、やっぱり先ほども、今地方議会必要なのかというふうな議論が出てきている、さっきの阿久根とか、それから名古屋などでね、この間ありました。そういったことからやっぱり住民の側から議会を見る目は厳しくなっているというふうな状況があるのだと思います。そうした中で、やっぱり私たちは、そうした声きちんと耳を傾けて、住民に対してやはり議会は必要なのだというふうな役割をきちっと示していく。そうした働きをきちんと見せていくということが今すごく求められているのだろうと、そうした点ではやはり開かれた議会というのがすごく大きなテーマになるし、住民の声をきちんと反映させていくと、そういうふうな形でこの議会改革を具体的に進めていくという点では、大体公明党さんと一緒かなと思います。

ですから、その二元代表制というふうな形で、この議会としてのチェック機能ですとか、

そうしたこともすごく高めていく。例えば夕張などであのように財政破綻したというのは、あのときに、では議会は何やっていたのだということ、やっぱり問われたのだと思うのですよね。だから、そういうふうな議会にならないためにも、私たちはチェック機能をきちんと果たしていく、あるいは声を反映させるようなものを提案していくというふうなことが今非常に私たちに求められていると、そういった点では、議員個々にもやっぱり力量をつけていく、議会としてもそれを高めていくと、透明性もつけていくということが非常に重要になっているというふうな点では一致するかと思います。

住民の声を反映させていくという点では、ここにも議会報告ですとか住民との議論をつくっていくというふうなことも出ていますけれども、同時に、請願権、住民の請願権を非常にやっぱり大事にしていく、そういったことも私たちはきちんと、住民の声がきちんと反映されるような、そういったところも重視していきたいなというふうに思っています。

それから、重要案件、例えば議員定数ですとか議員報酬とか、こういう重要案件というのは、先ほどもこれは多数決で決めていいのかとか、あるいは全会一致かというふうな議論もありましたけれども、非常に重要な案件というのは、やっぱり原則全会一致というふうなスタンスで持っていくのが必要なのではないかなと、そういうふうなところでの合意をつくっていきけるように思っております。

委員長     ありがとうございました。

次に、みらい市民クラブさん、お願いします。

山本委員   私どものほうもペーパーにまとめておりますので、ごらんいただければというふうに思っております。なお、個別具体の項目につきましては、もう既にこの委員会の冒頭のところで全部個別の検討事項として挙げてありますので、このペーパーの線に沿って出されているものということで理解をいただきたいというふうに思います。

この3点、大きく書かれているうちの1点目と2点目がこのテーマになるかと思います。かいつまんでご説明しますと、なぜ議会改革を進めるのかということについて、大きく3点理由が書かれています。あらかた公明党さんのほうからお話出たのですが、1点目としては、地域主権・地方分権の進展と、それに見合った自治法改正が進んでいるという状況が理由として挙げられます。地域主権・地方分権ということで、基礎自治体である市町村の決定権、また財政実施権みたいなものも含めて、今後さらに広がっていくだろうという中で、議会の果たすべき役割というか、責務が重くなってくるという状況の中で、これに対応していかなければならない。また、それに見合う、裏づける形で自治法の抜本改正がどんどん進んでいますから、これにもきちっと、流れに乗っていかないと、議会として機能不全を起こしかねないだろうという問題意識が1点目。

2点目としては、財政また社会情勢の変化によって、自治体の経営環境自体が大きく変わ

ってきていると、住民代表の合議体であって、かつ自治体の経営における重要な決定権を有している議会というのも、こういう社会情勢や経済情勢の変化に対応していけるような議論のあり方、議会のあり方というのも考えていかなければならないだろう。

3点目として、詳しく書いていますけれども、その一方で、議会と住民、議員と住民との間での意識やニーズに大きな乖離があると一般的に言われているということでもあります。当市においてはアンケートとっていませんから、どういう状況にあるのかということについては、漠然としかわかりませんが、既にアンケートをおとりになられた市の状況というのをざっと見てみますと、議会、議員の側から見れば、住民、この場合は自分の支持者ということになりますけれども、意見はくみ取っているというふうに認識をされているし、理解をしている。その一方で、アンケートをとってみると、大多数の住民からすれば、懇意とする議員を持たない。だから、議員がだれだかわからない、そういう状況の中で民意はほとんど反映をされていない。自分たちの意見なんて聞かれたこともないよという声が多いというふうに見受けられました。憲法で規定をされている住民代表による議事機関が議会でありますから、こういう認識の乖離というものは解消していかなければいけないし、住民から議会への信頼関係というものはさらに深めていく必要があるだろう、そういう意味においては、より住民に近いところで多種多様な住民の意見やニーズを合理的に反映していける議会運営というものをつくっていかなければいけないという認識、なぜ進めるかという部分についての認識かいつまんで3点、以上になります。

では、理想とするものはどこなのかということで、大きく3点書かせていただきました。2のところになりますけれども、1つは、議会、議事機関として自立して存在しているわけですから、執行部から自立をした議会というものを一つ目指すべきであろうと、地域主権・地方分権の進展に対応して自立した議会運営、機能というものを改めて確立するべきであって、個別の項目はもう既に挙げてありますから、具体的と申しまして、大きくくりで書きますと、二元代表制の本旨にのっとった議員や会派の与野党意識の改革をまず前提としてやらなければならない。議員・会派、また議会事務局の調査機能の充実というものは、これは議会が自立的に運営をしていく、行動をしていくという部分において欠かせないでしょうと。討議や議論の恒常化と精緻化、執行部との関係においてですから、この場合当てはまるのは反問権の付与であったりするようになるところになるかと思えます。すべての前提として、議員の資質向上の取り組みは欠かせないであろうと、こういったことが挙げられるのではないかとことです。

大きく2点目としては、みずから調査をし、議論をし、決定し検証する。議会自身が政策過程の中でPDCAサイクルを回していく必要があるだろうということです。会派とか政党だとかといった枠に、みんなそれぞれ所属していますからあれですけれども、過度にとらわ

れることなく、自治体の議事機関としての議会の機能強化を考えていく必要があるだろうと、そういうみずから調査をし、議論をし、決定し、検証していくというプロセスを回していくためには、具体的には、会派のあり方についてを議会基本条例をつくっていく上で、位置づけを再検討しなければならないであろうということ、特に当市の議会における会派というのは、恐らく自然発生的にできたものというふうに整理せざるを得ないと思いますので、政策集団であるのか、あるいは違うのか、そういった部分についてきちっと位置づけをしておかなければならないし、議員個人と会派の議事拘束の部分との関係をどのように整理するかといったことも検討課題にはなるだろうということで取り上げてあります。

あとこのみずから調査をしという部分で、P D C Aサイクルを回していく上での討議や議論の恒常化、精緻化という部分のところでは、質疑や質問のあり方、定義の再整理、それでおのおのの活性化、また議員間討議を入れるといったようなことが考えられるかなと、それを前提として、議員提案であったり委員会提案というものについても、今後考えていく必要がある。また、その部分に関連してきますけれども、閉会中を含む委員会の審査や委員会の所管事務調査等について、閉会中も含めて充実を図っていこう。そして、あと予算、決算の審査体制については、強化をしていく必要があるだろうといったようなことが挙げられるということで挙げてあります。

3点目は、住民の声をつぶさに聞き、住民とともに政策を立案する議会ということでして、住民の信託を存立の前提としている地方自治体の議会でありますから、住民への情報提供、情報共有を図りつつ、住民の声をつぶさに聞いて、それを議会自身の精緻な調査と積極的な議論検証活動を通じて、住民とともに政策を立案し、実行を目指していく機関であるべきであろうということで、情報提供という点からは、会議の全面公開、これは傍聴もあります。会議録の全面公開もありましたよね。あと請願や陳情等の取り扱いの再検討について、請願や陳情って、住民の皆さんから上がってくるものですから、これはある意味住民提案というような位置づけにして、もうちょっと重く取り扱っていくべきだろうということであります。

3点目が、議事過程への住民参加、請願者の発言機会を確保するとか、委員会審査の過程の中で公聴会を開いたり、参考人を呼んだりするとか、あるいは閉会中の所管事務調査の中でいろんな団体の皆さんや市民の皆さんから意見を聞く政策懇談会みたいなものも考えていいのではないだろうか。

4点目として、一般住民との意見交流の場の設定、ここは議会報告会であったり、意見交換会であったりすること、あと情報公開の部分にもなってきますけれども、これ各議員さんの各議案に対する採決対応を全面公開するといったようなことも必要になるだろうということでもあります。

最後に、付言してありますけれども、議会基本条例ということで、ここまで何度か出てき

ますけれども、私どもの認識としては、この議会基本条例というのは、こういった改革の成果を公的に確定をさせて、市民と共有をしていくための手段であるということでありまして、この今次の改革のメニューをきちっと進めていって整理をして、積み上げていった後に、出口のところで立案されて制定をされる性質のものであるだろうということで、意見としてつけ加えてあります。

おおむねこの点に関しては、こんな感じです。

委員長 ありがとうございます。

保守系クラブさんは。

宮岡幸江委員 私どもは、公明党さんやそれからみらい市民クラブさんのほうのように、しっかりとしたものをつくってまいりませんでした。ほぼ考えていることは大体同じようなことです。その方法についてのことをやるために、こういう今の入間市とすると、こういう委員会をつくるべきだと思って、今、入間市議会とすると、そんな方向でいるのかなと思っています。

あくまでも市議会というのは、市民の代表、そして執行部のほうの監視役ということをもとに、これから、今までも皆さんやってきたことがそろそろ、今山本委員のほうからも出ていました。最後のところの取りまとめでありましたような形に、そろそろ形につけていくのが今の時期かなとは思っております。考えていることは、2つの会派のほうから出されている意見のようなことで私たちも思っております。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

今、各会派からいろいろお話をいただきましたが、文書で出してあるところ、ないところありますので、次回は、文書で一応各会派から提出をいただきたいと思えます。

それで、再度検討していきたいと思えます。一たん持ち帰りということで、次回は7月19日、検討していただきたいと思えます。

次に、ほかに、その他ということでほかにありますでしょうか。

〔発言する人なし〕

委員長 なければ、次回は7月19日火曜日、午前9時30分から委員会……これについても次回というところで……

〔(触れもしないで) と言う人あり〕

委員長 ええ、触れもしないで。

〔(何それ) と言う人あり〕

委員長 いいでしょうかね。

吉澤委員 今、文書で持ち帰りというか、検討というのは、その理想とする議会の姿と、これは特別委員会のあり方まで触れられ……

委員長 ではなくて……

吉澤委員 ではなくて1番だけですか。

委員長 理想とする議会のあり方についてを今後検討していく内容の根本になってくるわけですので、それについて、はい。

その3について、きょうまだあれだったのですが、一応この辺で区切りがいいので、きょうは切らせていただいて、中長期の問題については、次回に送りたいと思います。

3、その他で何かあれば……

〔(いや、だから、これ触れないんですか、一般質問のやつ) と言う  
人あり〕

委員長 これどうします。やりますか。きょう見てあれだと思うのですが、一応はまた会派に帰ってご意見もあろうと思いますが、まだ各会派でこれについては話し合いは持っていないわけですよ。ですが……

金澤委員 きょうはまだ30分時間ありますので、有効に使うためにも、事務局のほうでこれまとめていただいたので、ここにいる委員さんがちょうど選択された方と選択していない方がいらっしゃるので、それぞれ自分が選択してみて、変えられた方はどうだったか、変えられていない方は変えられていない方で、逆に聞いていてどうだったか、それを感想だけでもきょう意見の交換ということについても、せっかくですから、私はしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員長 今、副委員長からそういう意見が出ましたが、いかがいたしましょうか。聞いてみますか。

横田委員 私は、今回一般質問してなくて、聞いていただけなのですけれども、時間はかりながらいろいろ聞いていまして、執行部からの答弁が、お願いしたのですけれども、ちょっとかぶるようなところもあれば、また質問している方も、ちょっと同じようなことを言っているというのを感じてはいましたが、全体を見まして、30分以内にはほぼ、30分以内とやっていない方も30分以内でおさまっているし、答弁のほうも大体30分前後、全体を見ましても、1時間以上かかっている方が3名で、大体1時間ぐらいでおさまっているので、今までのやり方のほうがいいのではないかなと、今後運営を進めていく上でもいいのではないかなというふうには感じました。

小島委員 私は60分でやらせていただきました。答弁のほうも簡潔にお答えをいただいているみたいで、それでこちらのほうも第2回目の質問に対しても、それに関連しながらお話をさせていただき、ある程度踏み込んだところまでいったのかなと、私のほうの質問の仕方も悪くて、もっと聞かなくてはいけない部分もあったのですが、今回、私のほうも東日本大震災のことでかぶってしまったのが大分あったもので、これが難しくて、ちょっと質問の中でかぶってそぐわないものもあったのかなという部分もありましたし、もっと聞きたいのだけれど

も、先に聞かれてしまって、そこからどうやって持っていこうかという考え方もあったのですけれども、なかなか踏み込んで、前の方のお話を聞いていても、やはりそれについての自分の意見として持っていくことがなかなかできなかった。その難しさはあったと思います。

ただ、60分の間の中で、今回はある程度お答えもいただきましたし、何か答弁の中でうっというような答えが幾つかあった部分もありましたので、今度はそれについて自分なりに追及していきたいと思っておりますけれども、自分としてはまあまあよかったのではないかなと思います。

それで、やはりできましたら、14人が、8人が質問30分、6人が60分でやられて、3名の方だけが1時間を超えた部分なので、またこれもちよっと一応やってみたのだから、また戻して、山本委員がさっき言ったように戻すこともできるのではないかということがあれば、またこれを戻すということのお話し合いもしてみてもどうかというようなところを持ちましたので、それは意見として今述べさせていただきます。

以上です。

宮岡幸江委員 皆さん上手だなと思いましたよ。60分というものをほとんどの方たちがそれに近い今回お時間だったし、本当にもめにもめた75分でしたけれども、聞いていまして、その75分やったのだから、その時間を目いっぱい使おうという感じで、金澤議員なんかいっぱい大勢の答弁者を持っていった中でも、1時間4分16秒であったということは、これはやり方によつたらばというか、提案の仕方というか、質問の仕方によっては1時間でできるのではないかという私の中ではありました。

時間が幾らあっても、これはどうにでもなる問題かなとは思いましたけれども、でも皆さんがこれ1時間を目いっぱい使われているので、その中で聞いているほうも、納得しながら、1時間というものを聞くほう側からすると、とても飽きずに聞けたと言ったら失礼な話ですけれども、とりあえずそんなふうな形で、皆さん上手にやっているなというのが今回の感想です。

安道委員 今回、両方試行してみたというふうなことで、自分自身のことについては、自分の問題としては、もう少し工夫が必要だったなどは、時間バランスというのは大事だなということは改めて、時間を意識してみて、改めてそれは勉強になったなというのは自分の感想です。

全体としては、やっぱり今おっしゃったように、大体1時間前後でうまい形でできていたなという、やはり答弁する側も、すごく今回は、それを配慮していただいたのかなというふうなところは感じました。

あと1時間を超えているのがやっぱり3人の方いらっしゃるという点では、この30分、質問時間を独立させたというふうなことの意味は、こういったところにあったのかなというふうなやっぱり思いました。それぞれの時間がきちんと、質問時間30分は確保されたのだと、

これだけ答弁で埋まっていたならば、最後のところまで質問にたどり着けなかったかもしれないわけで、そうした点では、多少出てしまったという点のところから言うと、今回試行してみて、そういうようなことも見えたのではないかなというふうに思いましたけれども……。

委員長　どっちがいいとか、そういうのはありますか。

安道委員　だから、質問者の時間がきちんと確保されたという点では意味があったと思いました。

吉澤委員　まず、自分の一般質問した感想で言いますと、今回、私も事前に聞き取りに来ていただいたときに、答弁短めをお願いしますということで、それぞれお願いしていたということもあってか、あるいは市長が、余り答弁書を読まなかったのかわかりませんが、簡潔だったのですよ、今回。なので、そういう中で、ですから私の場合は、本当に答弁が割と時間が短い、いつもよりも短いなというふうに感じましたが、全体的にいつも正直、本当に時間が足りないと思いつつやっております。それはこちら側の時間配分の問題とかもあるかとは思いますが、30分という中で何とか自分の主張ができたというのは、有効だったなというふうに思います。

例えば石田議員の場合ですと、やはり答弁がかなり長かったなというふうに感じましたが、そういう中でちゃんと石田議員の場合も、約30分自分の時間を確保できたという点においては、やはりこの30分方式は有効に活用されたかなというふうに思いますので、これはやっぱり質問事項であるとか、あるいはこの答弁者が何人いるかによって、なかなかそのどっちが有効かとか、何かその時々で変わるとは思うのですが、そういう意味ではこの30分方式も選択制でしばらく試行しても私はいいのかなというふうに思いました。

向口委員　私も今回選択にしたのですが、いつもより今回は自分の内容がボリュームがあったので、その30分以内で自分のがどれだけできるのかというのが非常に不安だったというのがありました。1回目のときも、すごく早口で、いつもより早口でやったのですね。それで、2回目のときも、本当はもっと聞きたいところも何か削除してしまったものとかあったのですが、ただすごくよかったのは、時間が自分のことだけ心配していればいいわけですよ、残り時間が、30分のうちの。だから、常にそれだけ頭に入れていけば、自分はあとこれだけしゃべれるというのがわかるので、多少相手の答弁がどれだけ長くなっても、自分はこれだけ言えるというのがはつきりわかるのが非常によかったなというのがありました。

そういった意味では、すごく自分のその話すことを調整しやすいというのは感じました。上手にはできなかったのですが、そういった意味では、工夫のしがいがあるのかなというふうに思います。

山本委員　3月質問見送ってましたので、正直どっちに転んでもいいようにつくっていたと、自分の質問をつくっていたというのはあったのですが、向口委員からもお話があったとおり、自分の発言時間だけ心配していればいいという部分では、非常に余裕を持ってやれまし

たね。残り1分でもまだもう片道行けるというようなイメージですから、相手方の答弁でじりじり、じりじりしなければいかぬというのはないという部分では、非常にやりやすかった、心理的に。

市長のご答弁がもうちょっと長いかな脱線するかするのかなとか思ったのですけれども、今回なかったので、このぐらいのコンパクトさでまとまったのかなと、もうちょっと延びるかなとは思っていたのですけれども、正直なところ、ご答弁の部分で。だから、むしろうちの場合は、同僚議員が選択しなかったもので、非常にもう後半時間じりじりしながらやっていたので、もうぐずぐずになっていましたから、そういった部分で見ていると、やっぱり答弁者が多かったりいろいろする場合で、ケース・バイ・ケースで選べるというのは大事なことなのかなというのが会派としての見解でして、選択の部分でもう少し続けてもらって、長期的に検証したらどうかというところですね、うちの会派としては。

金澤委員 やっぱり私も一番強く思ったのは、向口委員と山本委員がお話しされたように、最後の残り5分とかですよ。残り5分と時間がなくなったときに、もう長く引っ張られるともういらいら、いらいらして、あとこれだけは最後言って締めなければいけないと自分は原稿つくって待っているのに、早く終わってくれよと、でも早く終わってくださいとなかなか言えない自分がいて、本当にもう精神的に苦痛なのですけれども、今回は、残り3分、5分というのが、自分がきちんと言えるのだと、市民の代表として、私は今回これを言いたいと思って一生懸命書いてきた原稿が無駄にならないという、この安心感というのは本当に大きいというふうに思いました。

それと、あと実際に、多分入間市議会の一般質問でもギネス記録と思う、9人の、実際には環境経済部長は2回登壇されていますので、10人立っていただいているのです。これは、正直言って、これだけで実際には四、五分、多分そこに3分か4分かかっていると思うのですよ。行って戻って、それから次の方呼び出しますので、実質私1時間で、ほぼいつもどおりにやっているのですけれども、今までのやり方だったら、とてもではないけれども、そんな勇氣出ないですよ、そんな時間、三、四分もったいないと思うと。ところが、実際にやっぱり市長に、いつもだったら全部まとめて市長に聞いていたところを、所管の各担当部長さんから生の声を、現場の、特に今回は省エネについて、現場の課題ということを担当部長さんにも一人一人にお話ししていただけたという意味では、やっぱり大きいかなと、市民に聞いて、市民で傍聴している方、あとケーブルテレビ見ている方も、いつも市長さんがまとめてくくりにはしゃべるよりも、各担当部長さんがそれぞれの声でしゃべっていただくというのもよかったのかなという意味で、二重の意味で今回私はいろんないい経験をさせていただいたというふうに思っています。

結果的に、保守系クラブさんが、特にやっぱり主張されていた1時間というものを守って、

スムーズな議事運営というのを主張されていたのですけれども、ほぼ、若干石田議員の場合には、答弁が長かったというのもありますけれども、ほぼ保守系さんが主張、要望されていた1時間、おおむね1時間というのが守られて、なおかつ選択した議員については、安心して納得のできるその一般質問、最後終わり方ができたということでは、それぞれがいい点が、要望するお互いの一致点ができているのではないかなというふうに私は思っていますので、できればしばらくの間、これはまた続けていければなというふうに思っています。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

せっかくですので、傍聴の野口議員さん、あればお願いします。

野口議員 私は、こんな忙しい議会運営改革のときに何でこんな問題をやっているのかなと、私不思議でならないのですね。そんな個人のやりやすさでもって、こんな時間を食うのですかと、つまり今まで1時間で工夫によってできるわけですよ。1時間でここはだめだという問題ないのに、何でこの問題をここで取り上げるのか、それが不思議でたまらない。暇だったらいいですよ、暇だったらどうぞごゆっくりやってください。でも、今、いろんな忙しいときに、ちょっと助かったぐらいのことで、こんなこと議案にするのですか。ですから、私は事務局に言いました。そんなことでもめているのですかという、それが実感です。こんなことで、今どきこんなことで討議しないでください。もう1時間で十分やれるのですから、ちょっと助かったぐらいで、もう2日、3日の議論するなんてあほらしいです。それが以上です。

宮岡治郎議員 適度の緊張感があって、うまくおさまったと思います。何か極端な方向に走るのではないかという危惧はしたのですけれども、そういったこともなく、よかったと思います。

以上です。

永澤議員 何が忙しいかよくわからないのですけれども、大変私はよかったと思います。今、さまざま質問された委員さんがおっしゃられたように、残り3分、ではあと自分はここまで質問ができるというのが自分の頭の中の組み立てができるというのは、議会改革の議員資質向上の上でも試行させていただいて、大変よかったなと思っております。

金澤委員 今、ちょっと傍聴議員から、せっかくここで皆さんが一生懸命話し合った内容について、あほらしいというような非難中傷がありまして、あほらしいということがありまして、それで時間の無駄というような意見もありました。思うのは自由なのですけれども、一般質問というのは、市議会議員にとって本当に重要な場であって、これが納得できて、充実できてできるかというのは、本当に大事なことだと私は思っていますので、その価値観が全く違うなと、残念だなというほかないし、この議論が会派が全員が代表して、みんな話し合った時間をもったいないとか無駄だとか言っているのであれば、きちんと委員長として注意していただきたいというふうに思います。

委員長　　今、野口議員さんの考えを言われたわけで、私からとやかく言う話ではないと思いますので、この問題については、各会派に帰っていただいて、きょう、委員として出席されていない方もあると思いますので、その議員さんの考えもいろいろ聞いてきて、再度7月19日に検討していきたいと思います。

その他何かあれば、ないようでしたら……

山本委員　　1点確認させてください。短期の議題ですんなりまとまったものの中に、委員会の公開の関係で、委員会条例の改正案の話があったと思うのですけれども、あれの取り扱いはどうなるのでしょうか。あしたが最終日ですけれども……。

委員長　　それは高山主幹お願いします。

議会事務局主幹　議運の委員長もおられますけれども、あした最終日に追加議案で議会運営委員会提出議案として出す予定にスタンバイはしております。

以上です。

金澤委員　　今のちょっと山本委員と関連してなのですけれども、例の委員会を毎月1回程度継続して開いていきましょうって、協議会で開いていましょうという話があったと思うのですが、現在、あしたの最終日の昼休みに各常任委員会の委員長さんと正副議長さんで集まって、今後の方法について協議をするということになっていますので、その点は、この特別委員会で報告させていただければと思います。

議会事務局主幹　今副委員長おっしゃられたとおりなのですが、ただ手続的には、朝の議運で一応前回第5回の決定事項を報告して、議運で了解をいただくのを前提ということにはなるかとは思っています。

委員長　　そうそう、議運で決定……

議会事務局主幹　まだ報告していなかったのですね。前回の議運ではまだその部分が決定事項の報告がしていなかったもので、その手続は必要だと思われます。議長の話ですと、あしたの昼休みに正副委員長さんに集まっていただいて、議論を進めたいというようなことを議長が言っておりました。

以上です。

委員長　　議長さんにお任せしたいと思います。

山本委員　　関連でなのですけれども、これちょっと皆さんにお諮りせねばいかぬのですけれども、閉会中、協議会か何かの形でこれ多分開かれる形に多分夏の間になっていくのだろうなというふうに思うのです。多分所管事務調査の議決は、多分到底あした間に合わないと思うので、多分夏の間協議会だろうなというふうに思うのですが、委員会の会議公開をここで決めるわけですから、それに準じた運営はぜひ要請をしていただきたいというのが1点。

それでいくと、会議の日程については、せめてホームページで事前に市民に集中告知をし

ていただかないと、においかいで来るわけにはいきませんから、閉会中にせっかくやるのであれば、呼びかけだけでもしていただきたいと思うので、その辺についてのお取り計らいもあわせてお願いできたらというふうに思うのですけれども、要するにいついつ、何月何日何時何分からどこの委員会室で所管事務調査についての何とか委員会をやりますという告示をせめてホームページに事前に載せるということができないかということです。

金澤委員 ちょっと混乱していると思うのですけれども、あくまでも費用弁償の問題もあって、そこまでいけなかったわけですね。だから、とりあえず定例の、いつから始めるか、曜日をいつにするかも含めて、あした話し合いをするわけであって、ただそれも協議会の形式なので、開かれたきちんとした法定委員会、正式な委員会ではないので、今おっしゃられたその市民に対して公開というのでは、まだその段階には至っていないので、もうちょっと待っていただければというふうに思うのですけれども、その点いかがですか。

委員長 事務局でどうですか。

議会事務局主幹 今、副委員長がおっしゃられたとおりだと思います。

委員長 協議会だと発表していないのだよね。

議会事務局主幹 通常はそうでございます。

委員長 そういう内容だそうなので……。

あと皆さんのご同意を得てではないといけないのですけれども、なるべくこの会も協議会を多用していくかなというふうなことで、19日は協議会でもいいですかね。いいですか。

金澤委員 でも、日程決めるのでは、19日日程決めないのですか。次の次回以降の日程、19日に決めないのだったらいいのですけれども、決めるのであれば決定をしなければいけないので、協議会ではまずいいのですけれども……。日程を決めるのですね。あるべき姿をまだまだ論じようというのだったらいいのですけれども、中期検討を決めるのだったら。

委員長 おおよそのあれだから、話し合いの中で決めていけばいいのではないのかなと思うけれども、2カ月先ぐらい……

金澤委員 決定ができないではない、決定が。

委員長 どうですか。

金澤委員 だから、要するに、もう一回いいですか。次、あるべき姿をまた論じて1回で終わるとも思わないし、何回もやることも大事だと思うのです。今後の日程についても、次回は各会派の意見をまず持ち寄る段階で、最終決定はそのさらに次というので、皆さんがいいと、それぐらいのタイムスパンでいいよというのであれば、もう次は協議会で、決定することはないということであればいいのかなと思っています。

委員長 どうでしょう。

山本委員 それって結局、次の次をいつ開くかで決まってくると思うのですよ。お盆も入ってくるこ

とだし、次の次をお盆前にやるとかいうことで合意がとれるのだったら、要するに次とその次の間が、間ある程度あかないのだったらそれでもいいと思うのですけれども、間あいてしまうのだったら、もう日程決めてしまわないと、すぐ9月になってしまいますからということだと思っておりますよ。

委員長 今後の予定は、9月告示後に開催したいというふうなことでちょっと考えているのですが、7月19日の後は、告示後。どうでしょう。

山本委員 ちょっと間あき過ぎているかなというのが個人的な印象、というのは、案件山積みになっていますので、多分議会のあるべき姿みたいな哲学論みたいな話になるわけでしょう。余り間あくとみんな忘れてしまって、また、会議録上がってきていない状況で、何か間あいてしまうと、ちょっとみんなまた話発散していきそうな気するので、その点の部分はある程度詰めてやっていかないと、なかなか煮詰まっていけないのかなという気がします。

日程については、ある程度固めて決めておかないと、やっぱりなかなか皆さん予定立たなくなってくるし、ある程度のタイムスパンでテンポよく開いていかないと、なかなか議論が進まないだろうなという気もしますので、丁寧に持ち帰ったりするというのであればなおのこと回数はふやさないと、それだけ時間がかかってしまうので、ちょっと19日やって、次がもうお盆明けになってしまうのは、ちょっと間があき過ぎているような、間に最低1回挟んだほうがいいと思います。

委員長 夏休みをと思っていたのです。

〔(7月末、8月の頭にやりますか) という人あり〕

委員長 どうでしょう。

〔何事か言う人あり〕

委員長 19日に協議して、日程だから決定といっても、どうですか、19日で。

山本委員 次は7月19日で、それはもう結構です。ただ、欲を言うと、次でしょう、その次、もう一つ先ぐらいまではローリングで決めていくようにしておいたほうがいいのかという気がします。ちょっと先々、皆さんもいろいろお忙しいだろうし、秋になれば決算委員会だとかいろいろ入ってきますから、議事日程で3回分か5回分ぐらいはあらかじめ決めておくというようにしておいたほうが、皆さん予定組みやすいのではないのでしょうか。先に入れておけば、皆さん来られるでしょうという部分もありますので……。

委員長 それでは、19日に予定のほうは、また決めさせていただくということで、よろしいですか。

〔(はい) という人あり〕

△ 閉会の宣告 (午前11時55分)

委員長 それでは、以上で閉会いたします。

ご苦労さまでした。

△ 署名

以上審査の次第は、正確なることを証するため、ここに署名する。

議会改革特別委員会委員長 駒 井 勲